



2023年12月20日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所の原子炉設置変更許可について
(震源を特定せず策定する地震動に係る新規制基準改正への対応)

当社は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の改正に伴い「震源を特定せず策定する地震動」の策定に標準応答スペクトルが取り入れられたことから、東海第二発電所の地震動評価を行った結果、一部の周期帯において、現行の基準地震動を上回ることを確認したため、この地震動を新たに基準地震動（Ss-32）として追加し、2021年6月25日に原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会（以下、「規制委員会」という。）に提出しました。

また、その後の審査を踏まえた原子炉設置変更許可申請の補正書を2023年6月23日および同年10月20日に規制委員会に提出しました。

（2021年6月25日、2023年6月23日、10月20日 お知らせ済み）

上記申請について、本日、規制委員会から許可をいただきましたのでお知らせします。

当社としては、東海第二発電所の更なる安全性・信頼性向上を目指し、引き続き、新規制基準に基づく安全性向上対策工事を安全第一で進め、地域の皆さまのご理解を得られるよう説明を尽くしてまいります。

以 上